

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度　　自 2018年4月1日
(第43期)　　至 2019年3月31日

株式会社フォーカスシステムズ

(E04976)

第43期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社フォーカスシステムズ

目 次

頁

第43期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
4 【経営上の重要な契約等】	13
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【設備投資等の概要】	15
2 【主要な設備の状況】	15
3 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【自己株式の取得等の状況】	25
3 【配当政策】	26
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	27
第5 【経理の状況】	39
1 【財務諸表等】	40
第6 【提出会社の株式事務の概要】	75
第7 【提出会社の参考情報】	76
1 【提出会社の親会社等の情報】	76
2 【その他の参考情報】	76
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	77

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第43期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社フォーカスシステムズ

【英訳名】 Focus Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 啓一

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目7番8号

【電話番号】 03(5421)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 後藤亮

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目7番8号

【電話番号】 03(5421)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 後藤亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	15,081,738	16,482,792	17,846,896	19,327,344	21,453,829
経常利益 (千円)	897,205	950,301	731,331	1,019,522	1,375,563
当期純利益 (千円)	592,742	738,841	551,571	719,243	874,282
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失(△) (千円)	4,096	△739	4,564	854	19,819
資本金 (千円)	2,905,422	2,905,422	2,905,422	2,905,422	2,905,422
発行済株式総数 (千株)	8,146	16,292	16,292	16,292	16,292
純資産額 (千円)	6,769,094	7,415,953	7,258,918	9,201,228	9,106,539
総資産額 (千円)	14,177,277	14,772,063	14,396,970	16,820,805	15,991,992
1株当たり純資産額 (円)	488.86	535.58	524.24	611.34	605.04
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	普通配当 10.00 特別配当 15.00 (—)	普通配当 12.50 記念配当 3.50 (—)	普通配当 12.50 (—)	普通配当 16.00 (—)	普通配当 20.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	42.81	53.36	39.83	51.21	58.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	50.59	—
自己資本比率 (%)	47.7	50.2	50.4	54.7	56.9
自己資本利益率 (%)	10.0	10.4	7.5	8.7	9.6
株価収益率 (倍)	10.7	11.2	14.0	18.4	16.7
配当性向 (%)	29.2	30.0	31.4	31.2	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	567,492	42,645	490,169	641,461	1,322,763
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△334,656	293,705	△62,346	49,757	△395,181
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△36,627	△512,485	88,752	544,834	△832,644
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,106,707	2,930,572	3,447,147	4,683,200	4,778,137
従業員数 (名)	962	1,024	1,073	1,116	1,161

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	155.6 (130.7)	208.1 (116.5)	198.0 (133.7)	331.7 (154.9)
最高株価 (円)		1,210	(注7) 650 ※1 1,314 ※2 1,776 (注7)※2 669	634	1,350 1,153
最低株価 (円)		540	(注7) 500 ※1 891 ※2 1,002 (注7)※2 340	412	503 774

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第43期の期首から適用しており、第39期から第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 3 第39期、第40期及び第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
- 5 2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 6 最高・最低株価は、2015年5月24日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)、2015年5月25日から2016年3月3日までは東京証券取引所市場第二部、2016年3月4日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、最高・最低株価のうち※1は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、※2は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 7 株式分割(2015年10月1日、1株→2株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

2 【沿革】

年月	概要
1977年4月	ソフトウェア開発を目的として、東京都新宿区新宿1丁目11番地に株式会社フォーカスシステムズを設立
1978年3月	東京都目黒区目黒本町4丁目6番16号に本社移転 沖電気工業株式会社と取引を開始し、電子交換機のソフトウェア開発業務開始
1979年5月	東京都品川区西五反田3丁目8番17号に本社移転
1984年11月	福岡市博多区に九州支社を設置
1985年6月	九州支社を分離し、株式会社フォーカスシステムズ(現 株式会社イノス 本社：熊本県熊本市)を設立
1986年4月	国際ソフト株式会社、株式会社アクトリソースと3社合併
1988年2月	株式会社プロトフォース(現 株式会社ビスタ)の株式を取得
1988年6月	日本電信電話株式会社と取引を開始し、官公庁向システムのソフトウェア開発開始
1991年3月	大阪市中央区に大阪事業所(名称変更 1994年4月大阪支社)を開設
1992年12月	東京都品川区東五反田2丁目7番8号に本社移転
1996年12月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1997年8月	日本アイ・ビー・エム株式会社と取引を開始し、システム保守・運用の受託開始
1999年9月	セキュリティ部門の受託開始
2000年2月	デジタルティーブイネット㈱ (現 SBI ネットシステムズ㈱) に資本参加し、連結子会社化 (2014年9月清算)
2000年4月	連結子会社オープンテクノロジー㈱を設立
2000年5月	連結子会社㈱フォーカスピクチャーズ設立
2004年4月	SBI ネットシステムズ㈱は、第三者割当増資により当社の持分比率が低下したため、持分法適用関連会社化
2004年9月	情報セキュリティでの新分野デジタルフォレンジック製品販売開始
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年2月	プライバシーマーク付与認定
2006年4月	持分法非適用の関連会社であった㈱ソキエは、連結財務諸表に及ぼす影響が増したため、持分法適用関連会社化
2008年3月	SBI ネットシステムズ㈱は、第三者割当増資により当社の持分比率が低下したため、持分法適用関連会社から除外
2008年7月	㈱フォーカスピクチャーズの全株式を同社役員に売却したため、子会社から除外
2009年3月	情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証取得
2009年3月	㈱ソキエの株式の一部を同社役員他に売却し、当社持分比率が低下したため、持分法適用関連会社から除外
2009年4月	連結子会社であった㈱ビスタは、営業活動を休止し実質的に休眠中であるため、連結の範囲から除外
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 (JASDAQ市場) に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所 JASDAQ 市場及び同取引所 NEO 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) に株式を上場
2010年11月	連結子会社であったオープンテクノロジー㈱の一部株式を譲渡したため、連結の範囲から除外
2011年3月	次世代育成支援認定マーク「くるみん」を取得
2011年3月	オープンテクノロジー㈱の全株式を譲渡したため、関連会社から除外
2011年5月	品質マネジメントシステム (QMS) 全社で認証取得
2013年5月	名古屋市中区に名古屋オフィスを開設
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) に株式を上場
2015年5月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2016年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定
2018年5月	株式会社 VraiB を共同出資により設立 (出資比率20%)

3 【事業の内容】

当企業グループは、(株)フォーカスシステムズ（当社）と関係会社2社（株）イノス、(株)V R a i B）により構成されております。

グループ各社は、公共関連事業、民間関連事業及びセキュリティ機器関連事業の各セグメント別に、システムインテグレーションサービス、ITサービス、セキュリティ機器の販売及び関連サービスを、主な業務としております。なお、当該関係会社の事業が係るセグメントは、(株)イノスがセキュリティ機器関連事業、(株)V R a i Bが民間関連事業であります。

これら事業を通して、IT産業における有力企業グループとして社会に貢献し続けることを目指しております。

当企業グループの事業内容は、以下のとおりであります。

①公共関連事業

当社は、公共関連事業として、官公庁・関係機関・地方自治体及び関連機関等の公共機関並びに銀行・保険等の金融機関向けのソフトウェアの開発、ハードウェア・ネットワークを含む情報システム全体の構築、社会価値を高めるためのICTに係るコンサルティングを行っております。

1988年に現在の主要取引先である(株)NTTデータの前身である日本電信電話㈱と取引を開始しました。その後、公共関連システムの特徴である長期的かつ継続的なライフサイクルのもと、長年培ってきた深い業務理解及び豊富な実績を武器に、公共関連システムの開発・保守維持業務に多くの人材を投入させることで、経営基盤の安定化を図っております。

②民間関連事業

当社は、民間関連事業として、民間分野向けのソフトウェアの開発、ハードウェア・ネットワークを含む情報システム全体の構築・保守運用、企業価値を高めるためのICTに係るコンサルティングを行っております。

現在、国内情報通信機器メーカーや大手S I e r（システムインテグレーター）を取引先として、電話・インターネット等の通信制御システムの開発、携帯電話・スマートフォン等情報通信機器のソフトウェアの開発、カーネクtronix・デジタルカメラ・ウェアラブル端末等組込み型ソフトウェアの開発、グループウェアを用いたWebアプリケーション・クラウドアプリケーションの開発等を行っております。

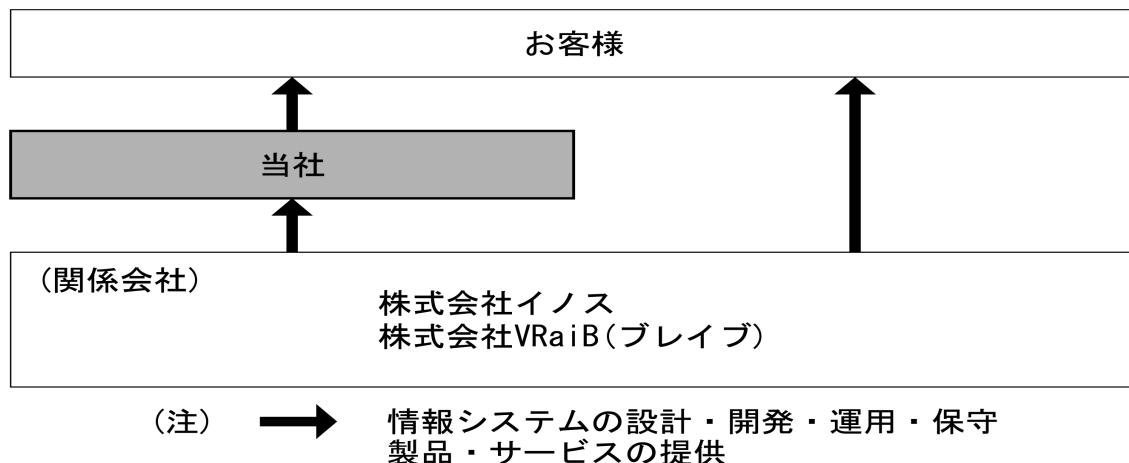
1997年に現在の主要取引先である日本アイ・ビー・エム㈱と取引を開始しました。民間分野の情報システム基盤の構築、システム運用・保守、インフラ技術支援業務により、民間関連事業の柱として事業の発展拡大をしております。

③セキュリティ機器関連事業

当社は、セキュリティ機器関連事業として、防衛省関連システムの共通運用基盤整備をはじめ、その他官公庁・民間企業の情報セキュリティに係るソフトウェア等の製品販売や保守サービス、サイバー攻撃対策に有効なデジタルフォレンジック等の製品販売や調査サービス、トレーニングを行っております。

1999年に情報セキュリティ事業を開始して以来、C 4暗号ソフトウェアの製品開発及び販売を行っております。2004年には、デジタルフォレンジック分野にも参入し、製品販売及び情報セキュリティ事故に係る調査・トレーニング等のサービスを提供しております。2019年2月には、携帯電話やスマートフォン等のデータ抽出ツールのメーカーであるCell e br i te A s i a P a c i f i c P t e. L t d.と日本国内における正規販売代理店契約を締結しました。セキュリティ事故の急増に伴うセキュリティ強化という社会的環境の要請が高まる中で、当社の製品・サービスは中央省庁等の公共機関のみならず多くの民間企業でも採用されております。

当企業グループを図示しますと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

関連会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)イノス	熊本県熊本市 中央区	50,000	セキュリティ 機器関連事業	20.0	製品仕入
(株)VRaiB	東京都中央区	10,000	民間関連事業	20.0	役員の兼任（1名） 資金の貸付

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,161	35.73	9.88	5,441

セグメントの名称	従業員数(名)
公共関連事業	356
民間関連事業	697
セキュリティ機器関連事業	36
全社(共通)	72
合計	1,161

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、総務、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、社員の一体感を高め、社員全体が一丸となってパワーを発揮できる組織とし、未来のために貢献できる会社を目指したいとの思いの下、「社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。」を経営理念とし、以下の3つの責任を果たしてまいります。

- ・個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。
- ・企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。
- ・社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、企業価値を向上させるとともに株主価値を高めるため、事業規模拡大の成果を示す売上高と、収益性向上による利益拡大の成果を示す営業利益、経常利益を重視しております。また、財務体質強化の観点からは、実質有利子負債の削減を重視し企業経営に取組んでおります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

近年の情報サービス産業は、生産年齢人口の減少による限られた労働力の効率化や、収集したデータの分析結果を活用することによるデータの高付加価値化、デジタルトランスフォーメーションの進展によるシステムの最適化等、ICTを活用した社会・経済システムの改革が加速しております。当社が持続的な成長を実現するためには、時代の流れと当社の強みを組合せることによって得られるシナジー効果を追求した新たなソリューションの創出及び新規事業領域の開拓が求められます。当社では経済状況に左右されない盤石な企業となるべく、公共・民間・セキュリティに続く4本目の柱の構築等、目標を定めて業務拡大に取組んでまいります。

①公共関連事業

公共関連事業の大規模システム開発で培った様々な業務ノウハウを基に、今後想定される法改正や社会環境の変化に伴うシステムの更改に十分対応可能な人材確保と体制の維持を図り、引き続き大規模案件のプロジェクトマネジメントを行える人材育成強化に取組みつつ、確実な受注獲得を行ってまいります。また、将来的に継続的成長が見込めるプロジェクトを見極め、事業本部内の連携により人材を集中させることで、新たな柱となる業務の創造にも注力してまいります。

②民間関連事業

長年培ってきたインフラ構築技術・保守運用技術・ソフトウェア設計開発技術を基に、組込制御技術を活かしたIoT分野の拡大、最新のアプリケーション開発ツールを用いた高生産性の開発案件の拡大を通して、売上及び利益の向上を図ります。また、プリセールス体制の拡充及び新技術習得環境の整備により、既存事業の拡大のみならず、成長ソリューションへの取組みを推進し、新たな分野におけるビジネス創出を狙ってまいります。

③セキュリティ機器関連事業

これまで培ってきた暗号及び電子透かし並びにデジタルフォレンジック等、高付加価値なコア技術を活かし、専門スキルの向上及び提案型営業力の強化を継続することで、ターゲットを広げたソリューションを創出し、顧客基盤の拡大を図ります。また、IoT機器に係るセキュリティ技術の研究にも注力していく、新たなビジネス展開の実現に向けた検討を進めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

国内景気が緩やかな回復基調にあるものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少が依然として続いており、多くの産業において人手不足感が高まっております。

情報サービス産業における人材獲得も厳しい競争状態であることに変わりは無く、人材がかけがえのない経営資源である当社としましては、一層の採用強化及び従業員定着率向上に向けた取組みが求められます。この様な状況を踏まえ、当社は、従業員及び求職者にとってより魅力ある企業になるべく、高付加価値をつけるための教育・研修投資及び働き方改革等の施策により、企業価値の向上を推進してまいります。

また、各セグメントにおける主な課題は、以下のとおりであります。

公共関連事業においては、公共事業に関する予算縮小等に伴う業務量の減少とオフショアによる単価削減が今後も予想されます。そのため、顧客のニーズを聞いてシステムを構築する当社の受託型戦略ビジネスにおいては、効率的な開発を前提とした高付加価値な提案を行うことで、収益性を高めながら顧客満足度を向上させ、徹底した低コストオペレーションを確立し、既存顧客の「競争優位性の拡大」をサポートするソリューション能力を有する人材育成を行ってまいります。

民間関連事業においては、ビジネス変革時代における顧客の企業価値を高めるため、A I や I o T 、R P A 等の最先端技術への対応が求められていることから、高度な情報システム構築に対応可能な人材の確保と育成に取組み、更に競争力を強化してまいります。また、請負案件の拡大等により、人的リソースの効率化及び収益性の向上を図ります。なお、5 G のサービス開始後は、より一層、地方へのシステム基盤の分散が想定されるため、名古屋・大阪を拠点とした地方の体制強化も引き続き行ってまいります。

セキュリティ機器関連事業においては、技術の進歩が速く、それに即応していくことが事業の維持・発展に必要不可欠であります。それに対処すべく国内外からの情報収集能力を強化するとともに、最新技術の習得及びスペシャリストの育成に努めてまいります。また、顧客の課題を的確に把握・解決するために、提案型テクニカル営業の強化にも注力してまいります。

これらの取組みによって、当社の企業価値向上を図ることで顧客基盤を拡大し、将来にわたり安全・安心な社会作りに貢献してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、「(1) 会社の経営の基本方針」を理解し支持する者が、「財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定の事業分野への依存について

公共関連システム分野を事業の安定的収益基盤の一つとしております。それらの多くの直接の販売先は、大手 S I e r でありますが、最終ユーザーは主に官公庁や地方自治体であり、政権交代や政策転換、国家的緊急事態の発生等により、予算の組替え、削減等が起きた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大型開発案件における特定取引先への依存について

当事業年度における、主要顧客上位 3 社向け売上高が占める割合は、全体の43.9%（前事業年度は47.1%）となっております。3 社ともに、長期にわたり継続的に取引を維持できていますが、その継続が保証されているものではなく、その事業方針の変更や案件の獲得(受注)状況によって、当社の経営成績が変動する可能性があります。

(3) 協力会社への依存について

受託開発等、顧客のニーズに即した受注増大への対応及びコスト低減・効率化等を目的として、業務の一部を協力会社へ委託しております。

当社売上原価に占める外注費の割合は、当期は約 5 割となっております。今後も優秀な協力会社の確保及びその管理体制の強化に取組んでまいりますが、協力会社から十分な開発人員を確保できない場合や、品質管理に問題が生じる場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保について

顧客のニーズに即した人材の採用・育成及び協力会社との連携体制強化に努めておりますが、雇用環境や市場の変化等によって新卒もしくはキャリア採用が不十分であったり、当社から人材が多数離職した場合、また採用や育成に伴う経費の増大により、当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不採算案件の発生について

マネジメント力の強化及び受注判定会議の徹底に取組んでおりますが、請負契約形態のプロジェクトにおいては、当初想定していた見積り金額からの乖離や、プロジェクト管理等の問題によって、予定外の原価の増加や納期遅延に伴う損害等が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) コンプライアンスについて

会社法をはじめ、多岐にわたる法令等の遵守を最優先に事業を推進すべく、コンプライアンス教育を行う等、法令遵守の徹底を図っております。これらの取組みにもかかわらず、法改正等による対応に不備を生ずる事態が発生した場合、信用失墜による社会的信用の低下、発生した損害に対する損害賠償請求等、当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティについて

システムインテグレーションも含めた I T サービス事業の性質上、システム上に保存、蓄積された顧客情報を取扱う場合があります。当社では、セキュリティポリシーを定め、関連規程を整備し、プライバシーマーク付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）認証を取得し、情報管理及び社員教育の徹底を図っております。しかし、第三者によるサイバー攻撃又は当社の責めに帰すべき事由による個人情報や機密情報の紛失、破壊、漏洩等が発生した場合、社会的信用の喪失、損害賠償責任等により、当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等について

一般の製造業とは違い、生産ラインというべきものは所持しておりません。しかし、非常災害時の問題として、破損したハードウェア等の部品調達が滞ることや、協力会社も含めた技術者の確保が滞ること、その他、顧客先への常駐社員の作業場所が十分に確保できることによる作業遅延等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善及び設備投資の増加等がみられるものの、公共投資は弱含み、企業収益改善は足踏み状態となっております。

また、世界経済につきましては、景気回復の持続性が期待されている一方で、通商問題の動向、中国経済の先行き、政策に関する不確実性、金融資本市場の変動等が、国内経済に影響を与えるリスクがあります。

情報サービス業界におきましては、第4次産業革命の潮流の中、A I、I o T、R P A、X-T e c h等の技術革新が新たな市場形成を促進していることにより、高付加価値化や人口減少時代における生産性向上を図る等、I T投資需要の拡大が続いておりますが、依然として人手不足問題が深刻化しております。

このような状況の中、当社は、持続的な発展と成長のため、企業力の向上に努めております。人材確保・育成につきましては、営業強化及びリーダー層の育成強化並びにプロジェクトマネジメントの徹底が奏功し、売上高は8期連続の增收となりました。また、新製品・新サービス・新規事業領域の開拓につきましては、既存3事業のみならず、A IやV R、ドローン、R P A、三次電池等、将来を見据えた取組みを強化しました。市場成長が加速している技術及び革新的な技術分野に一早く参入することで、新たなビジネスチャンスを確実に獲得し、さらなる発展と成長に繋げてまいります。

この結果、当事業年度業績は、売上高21,453百万円（前事業年度比11.0%増）、営業利益1,368百万円（前事業年度比33.4%増）、経常利益1,375百万円（前事業年度比34.9%増）、当期純利益874百万円（前事業年度比21.6%増）となり、売上高・各利益ともに過去最高を更新しました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(公共関連事業)

最終ユーザーが官公庁及び地方自治体向けであり、財務システム、貿易システム、航空管制システム、福祉介護システム、社会保険システム等、社会インフラ基盤のシステム実現に向けた提案、設計、製造、試験からシステム稼動後の運用、保守に至るまでトータルソリューションの技術支援を行っております。

当セグメントにおきましては、システムの要件定義や基本設計等の上流工程から参画できる案件が増えたことに加え、案件の選択と集中及び積極的な人材確保並びにプロジェクト管理の徹底を図ったことが、案件の拡大・増加及びトラブルの回避・最小化に繋がり、売上・利益ともに成長基調を維持しました。

その結果、売上高は6,893百万円（前年同期比12.1%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は1,142百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

(民間関連事業)

最終ユーザーが主に一般民間企業向けであり、個別ニーズに合わせた、各種アプリケーションシステムの開発、通信制御分野における各種開発、ハードウェア周り・ネットワーク・O S・ミドルウェア等のインフラ設計・構築、またシステムの運用保守や技術支援サービスを行っております。

当セグメントにおきましては、人手不足という業界全体の課題が依然として続いておりますが、人的リソースの効率活用及び営業強化並びにクラウド・A I等の新技術を活用したビジネスの拡大を図ったことで、I T投資需要の高まりを追い風に請負案件が増加し、売上・利益ともに好調に推移しました

その結果、売上高は13,300百万円（前年同期比10.8%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は1,540百万円（前年同期比26.4%増）となりました。

(セキュリティ機器関連事業)

最終ユーザーは官民間わず多岐にわたっており、暗号技術・電子透かし・デジタルフォレンジック・サイバーセキュリティ等の技術を活用し、セキュリティ事故を防ぐための防御対策から事後対応までカバーすることで、顧客の幅広いニーズにお応えしております。

当セグメントにおきましては、主にデジタルフォレンジック分野において、海外ベンダーとの強固なパート

ナーシップの構築及び専門スキルの向上等、高付加価値化を図ってきたことが奏功し、サイバー関連に係る公的機関への大型案件及びセキュリティ事故に係る調査案件並びに専門技術の習得をサポートするトレーニング案件が増加したことにより、売上・利益ともに順調に推移しました。

その結果、売上高は1,259百万円（前年同期比6.9%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は316百万円（前年同期比18.1%増）となりました。

② 財政状態の状況

当事業年度における資産は、前事業年度末に比較し828百万円減少し、15,991百万円となりました。これは主に現金及び預金の増加109百万円があった一方で、投資有価証券の減少910百万円によるものであります。

負債は、前事業年度末に比較し734百万円減少し、6,885百万円となりました。これは主に繰延税金負債の減少333百万円、長期借入金の減少290百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少116百万円によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比較し94百万円減少し、9,106百万円となりました。これは主に繰越利益剰余金の増加633百万円があった一方で、その他有価証券評価差額金の減少728百万円によるものであります。

当社は、財務体質強化の観点から実質有利子負債の削減を重視して企業経営に取組んでおりますが、2018年3月期に実質無借金を実現させた後も更なる改善を達成しております。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比較し94百万円増加し、4,778百万円（前事業年度比2.0%増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、1,322百万円の収入（前年同期は641百万円の収入）がありました。これは主に、法人税等の支払額406百万円があった一方で、税引前当期純利益1,301百万円、減価償却費143百万円、売上債権の減少額132百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、395百万円の支出（前年同期は49百万円の収入）がありました。これは主に、投資有価証券の取得による支出138百万円、有形固定資産の取得による支出119百万円、保険積立金の積立による支出59百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、832百万円の支出（前年同期は544百万円の収入）がありました。これは主に、社債の発行による収入591百万円、長期借入れによる収入300百万円があった一方で、社債の償還による支出777百万円、長期借入金の返済による支出706百万円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
公共関連事業	5,737,312	11.0
民間関連事業	11,681,396	8.9
セキュリティ機器関連事業	268,536	△10.5
合計	17,687,246	9.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b 受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
公共関連事業	6,899,180	8.9	1,615,807	0.4
民間関連事業	13,385,899	10.9	2,815,970	3.1
セキュリティ機器関連事業	1,270,554	7.4	237,127	4.7
合計	21,555,634	10.1	4,668,905	2.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
公共関連事業	6,893,502	12.1
民間関連事業	13,300,439	10.8
セキュリティ機器関連事業	1,259,887	6.9
合計	21,453,829	11.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本アイ・ビー・エム(株)	3,952,346	20.5	3,934,243	18.3
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	2,933,131	15.2	3,037,937	14.2
(株)N T Tデータ・アイ	2,215,868	11.5	2,454,644	11.4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、貸倒懸念債権、棚卸資産、投資、法人税等、賞与等の算定について見積り設定を行う必要があります。これらは、決算日における資産・負債の報告金額及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えます。

当社は、特に次の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成にあたって行われる見積り設定に大きな影響を与えると考えております。

(a) 工事契約（請負）に関する収益の会計処理

当社のシステム開発に係る収益の計上基準のうち、請負契約に関するものについては、「工事契約に関する会計基準及び適用指針」に準拠し、原則として、工事完成基準又は工事進行基準を適用しております。また、損失の発生が見込まれる工事契約について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

(b) 投資の減損

当社は、所有する有価証券について、決算日の市場価格等に基づく時価相当額で計上しております。時価のある有価証券については、市場価格等が取得価額に比べて50%超下落した場合に、原則として減損処理を行っております。また、下落率が30%以上50%以下の有価証券については、過去2年間の平均下落率においても概ね30%以上50%以下に該当した場合に減損処理を行っております。時価のない有価証券については、その発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%超下落した場合に原則として減損処理を行っております。将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合、評価損の計上が必要となる可能性があります。

(c) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産の回収可能性があると考えられる金額まで減額するために評価性引当額を計上しております。評価性引当額の必要性を検討するに当たっては、将来の課税所得見込み及び税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来回収できないと判断した場合、繰延税金資産の取崩しが必要となる可能性があります。

(d) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。取引先の財務状況が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当金が必要になる可能性があります。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

(a) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要① 経営成績の状況」をご覧ください。

(b) 財政状態の分析

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要② 財政状態の状況」をご覧ください。

(c) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要③ キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社の資金需要の主なものは、ソフトウェア開発を下請け外注するための協力会社への支払及び人件費の支払であります。

当社は、必要な運転資金について外部借入により賄っております。外部借入の場合、短期借入金、長期借入金、無担保社債の発行を行っており、当社では、今後とも営業活動によって得る自己資本を基本的な資金源としながら、必要に応じて銀行借入により資金調達を行っていく考えであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社の研究開発活動としましては、新技術の共同基礎研究及び新技術の共同開発を行っております。

当事業年度の研究開発は、各セグメントに配分できない研究開発であり、当事業年度の研究開発費の総額は5,140千円となっております。

研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(1) 発電機能を有する低コストで安全な新しい電池「三次電池」に係る研究

国立大学法人筑波大学と、温度差による発電機能を搭載した電池の実装を目指し、共同で基礎研究を行っております。

身近に存在する温度変化を利用した発電機構を有する新たな電池型の発電機構「三次電池」は、従来の使い捨て電池や充電池の「交換」「廃棄」といった既存の問題を解決できる技術であります。

本共同研究では、 10mV/K の熱起電力を発生する材料を開発し、コインセルで性能評価を行うことを目標としております。実装が実現した際には、今後ますます増加する IoT 機器や、その他の小型電子機器にも利用し、「電池交換を極小化した環境にやさしい低コスト IoT システム」の開発を目指します。当事業年度における研究開発費の金額は500千円であります。

(2) 聴覚障害者の職域拡大や環境改善を目指した、複数人との会話におけるリアルタイム字幕表示に係る研究

国立大学法人筑波技術大学産業技術学部と、会議やワークショップ等、複数話者が同時に音声を発するような場面において、聴覚障害者に有効な字幕提示ユーザーインターフェース（以下、「UI」）に係る共同研究を行っております。

「誰が」「何を話したか」といった大量の聴覚情報をリアルタイムに視覚情報に変換し、聴覚障害者の情報取得の助けとなる機能性を持った UI の開発を行います。

本共同研究では、MR（複合現実）デバイスを用いて、聴覚障害者が音声を視覚的に認知しやすくなる UI を検討しており、2020年1月のシステムリリースを目指します。また、聴覚障害者の職域の拡張や環境改善につながる知見が得られることや、多人数同時参加型の新たなコミュニケーションプラットフォーム開発につながる成果が得られることが期待されます。当事業年度における研究開発費の金額は4,640千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における主要な設備投資はありません。

当事業年度において、減損損失69,713千円を計上しております。減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（損益計算書関係）※3 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	合計	
本社 (東京都品川区)	全社(共通)	管理	242,004	9,156	16,020	2,575,372 (654.81)	2,842,554	72
大阪支社 (大阪市中央区)	民間関連事業	開発業務	5,124	—	4,338	— (—)	9,462	106
本社分室 (東京都品川区)	公共関連事業・ 民間関連事業・ セキュリティ機 器関連事業	開発業務	38,850	—	97,475	— (—)	136,326	983
厚生施設	全社(共通)	社宅	36,966	—	—	467,346 (—)	504,312	—
合計			322,945	9,156	117,834	3,042,719	3,492,654	1,161

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,292,942	16,292,942	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	16,292,942	16,292,942	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	2017年11月28日
新株予約権の数（個）※	10,000 (注) 2 第2回新株予約権10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	1,000,000 (注) 2 普通株式 第2回新株予約権1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当初行使価額(注) 5、6 第2回新株予約権1,300 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初551
新株予約権の行使期間※	2017年12月18日から2019年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	(注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 8
新株予約権の譲渡に関する事項※	割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 9

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

①本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式1,000,000株、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(但し、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

②本新株予約権の行使価額の修正基準

当社は2017年12月18日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に直ちに行使価額を修正する旨の通知(以下「行使価額修正通知」という。)をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日(第11項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

③行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号②に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に第11項に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。

④行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初551円(但し、第6項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)である。

⑤割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式1,000,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は6.14%)、割当株式数は100株で確定している(但し、第2項に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。

⑥本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)

553,700,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

⑦本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、第9項を参照)。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

①本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決め内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせないことを合意しました。また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認することを合意しました。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2018年6月11日までの間、本新株予約権が存する限り、割当先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以

下の場合を除き行わない旨を合意しました。

- (i) 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- (ii) ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受け
る権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換
できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- (iii) 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場
合。
- (iv) 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行
使により普通株式を発行又は処分する場合。
- (v) 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当
社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

② 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う
売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

③ 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決め
の内容

該当事項はありません。

④ その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要します。

2 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第3項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割
当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項記載の調整前行使価額及び調整後行
使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数につ
いてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第6項第（2）号及び第（4）号記載の調整
後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当
株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、
第6項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないとき
は、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（2）号に定める
行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を
切り上げるものとする。

- (2) 行使価額は、1,300円とする。但し、行使価額は第5項又は第6項に従い、修正又は調整される。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本
金の額を減じた額とする。

5 行使価額の修正

- (1) 当社は2017年12月18日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は行使価額修正通知をするものとし、行使価額修正通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の東京証券取引所における修正後行使価額に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第6項で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本号第(1)及び(2)による算出の結果得られた金額が551円（第6項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 本号以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができない。
①金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づきなされる法定開示・適時開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合
②当社に係る業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいう。）がなされていないものがある場合

6 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時 價}} \\ \text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第（2）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のため行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が第5項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

7 本新株予約権の行使期間

2017年12月18日から2019年12月17日（但し、第9項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

8 その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

9 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり270円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり270円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり270円にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第18項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第7項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第14項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第15項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

11 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第10項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

12 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を金270円（1株当たり金2,70円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第3項記載のとおりとし、行使価額は1,300円とした。

1 3 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 4 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

1 5 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 五反田支店

1 6 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

1 7 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

1 8 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年10月1日 (注)	8,146	16,292	—	2,905,422	—	749,999

(注) 2015年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	24	38	45	40	9	6,500	6,657	—
所有株式数 (単元)	20	28,083	4,740	17,121	6,970	59	105,909	162,902	2,742
所有株式数 の割合(%)	0.01	17.24	2.91	10.51	4.28	0.04	65.01	100.00	—

(注) 1　自己株式1,246,362株は「個人その他」に12,463単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

2　「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が62単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社FRONTEO	東京都港区港南2丁目12-23	900,000	5.98
フォーカスシステムズ 社員持株会	東京都品川区東五反田2丁目7-8	620,800	4.12
畠山 芳文	千葉県浦安市	588,900	3.91
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	500,000	3.32
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	387,200	2.57
東 光博	千葉県浦安市	350,000	2.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	340,000	2.25
柿木 龍彦	神奈川県横浜市港南区	318,400	2.11
日本トラステイ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴梅1丁目8-11	257,100	1.70
石橋 雅敏	神奈川県横浜市中区	254,300	1.69
計	—	4,516,700	30.01

(注) 上記のほか当社所有の自己株式1,246,362株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)	—	単元株式数 100株 株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式
	普通株式 1,246,300	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,043,900	150,439	同上
単元未満株式	普通株式 2,742	—	同上
発行済株式総数	16,292,942	—	—
総株主の議決権	—	150,439	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が、6,200株(議決権62個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式は当社保有の自己株式62株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区東五反田 2丁目7-8	1,246,300	—	1,246,300	7.64
計	—	1,246,300	—	1,246,300	7.64

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	26	25
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	1,246,362	—	1,246,362	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標と位置付けております。継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、将来にわたり競争力の維持拡大に努め、企業価値の増大を図るために、企業の財政状態、利益水準及び配当性向を総合的に勘案し、再投資のための内部資金の確保と株主への利益配当政策を実行していく考えであります。

当社の剩余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であります。なお、中間配当につきましては、定款45条に「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定めており、決定機関は取締役会であります。

当事業年度の剩余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株につき普通配当20円としております。

決定年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2019年6月27日 定時株主総会決議	300,931	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

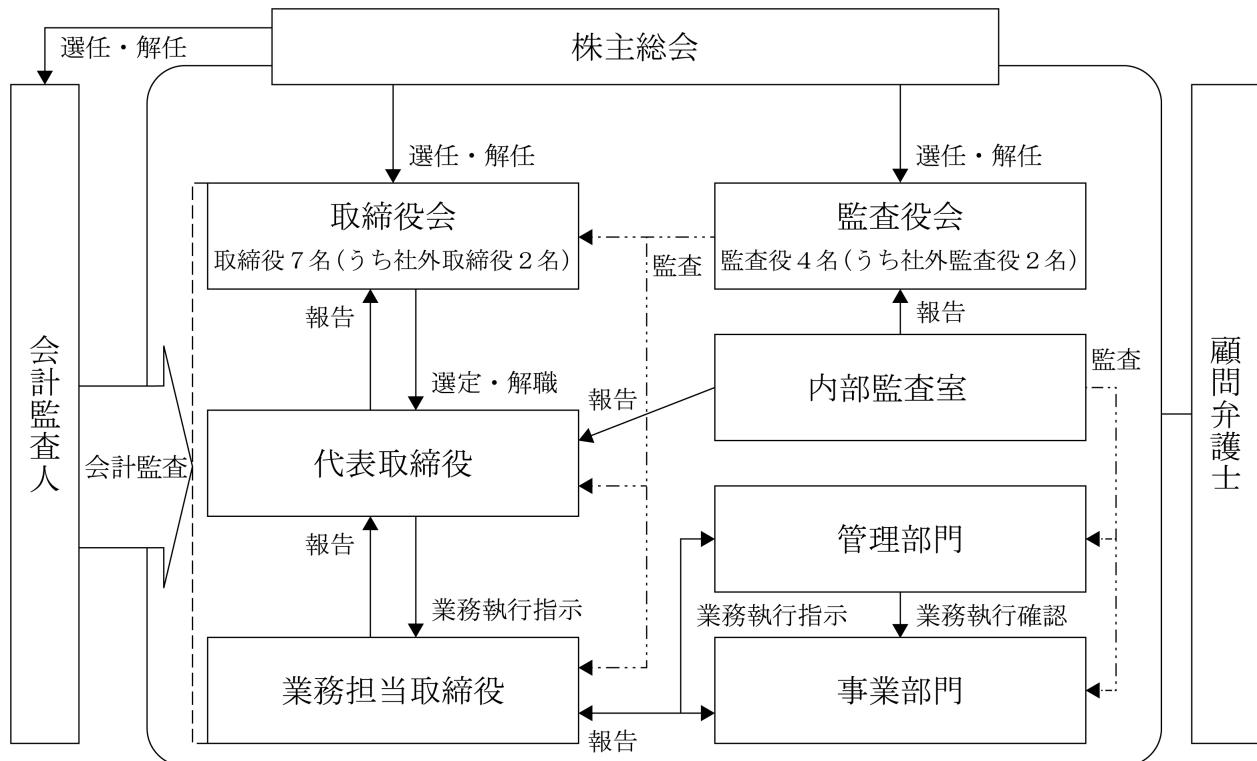
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で経営の透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立を重要な経営課題と考え、顧客・株主・ビジネスパートナー及び社員と共に成長し続ける経営システムを構築し維持していくことが重要と認識しております。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況



(ア) 企業統治の体制の概要

(A) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 森啓一が議長を務めております。その他のメンバーは、代表取締役副社長 三浦宏介、専務取締役 室井誠、常務取締役 後藤亮、取締役 鈴木隆博、社外取締役 山口寿彦、社外取締役 瀬尾勘太の取締役 7名（社外取締役 2名）によって構成され、月 1 回以上の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、当会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議・決定するとともに、経営の基本方針及び経営業務執行上の重要な事項を決定、あるいは承認し、業務執行の状況を監視し、監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(B) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 七井孝司、常勤監査役 吉野充、社外監査役 中村清司、社外監査役 杉山昌宏の監査役 4名（社外監査役 2名）で構成され、月 1回以上開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視するほか、会計監査人による監査及び内部監査室による監査にも隨時立会い、業務執行に関する適法性と妥当性を監査しております。

(C) 内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長 速水康二、小林富夫の2名で構成され、社長直轄の内部監査室が内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

(イ) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社の業容拡大には、よりスピード感のある意思決定が必要不可欠であり、一定の業務に精通している取締役を確保しつつ、必要最小限の人数で取締役会を運営することが重要と考えております。

2名の独立社外取締役を選任しており、経営監督機能を強化し、意思決定の透明性、適正性、迅速性を確保し、さらなる企業価値の向上と説明責任を充分に果たせる体制を維持しております。

また、監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めます。

三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る体制が整っているものと判断しております。

(ウ) 企業統治に関するその他の事項

(A) 内部統制システム構築の整備状況

当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

(a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(I) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。

(II) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。

(III) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。

(IV) 保管される記録は、隨時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

(V) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISM）に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

(I) 企業の目的及び事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象（リスク）を以下のように区分し、管理体制を構築する。

- ・財務報告リスク
- ・品質リスク
- ・情報セキュリティリスク
- ・労務リスク
- ・法的リスク
- ・環境リスク
- ・事業継続リスク
- ・人的資源リスク
- ・財務リスク

(II) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。

(III) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。

(IV) デジタル情報に関するリスク管理は、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。

- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (I) 当社は、取締役会を月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (II) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
- (III) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (IV) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (V) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- (VI) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
- (d) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (I) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを隨時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (II) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (III) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- (IV) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び使用人が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (V) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (I) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役（所管取締役）が担当する。
- (ii) 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
- (II) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (i) 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
- (ii) 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
- (III) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
- (ii) 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
- (IV) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
- (ii) 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
- (iii) (ii)の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用者は、内部監査室の使用者とする。
- (g) 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の使用者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- (h) 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用者に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

(i) 監査役への報告に関する体制

(I) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (i) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- (ii) 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
- (iii) 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- (iv) 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。

(II) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- (i) 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- (ii) 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- (iii) 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。

(j) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(I) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。

(II) 子会社の使用人に関しても、(I)の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。

(k) 監査役の職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(I) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

(II) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。

(III) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

(l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(I) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。

(II) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。

(III) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

(IV) 三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

(B) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、事業の推進に伴うリスクを把握し、これに備える体制を整備しております。特に、業務に係る全情報が適正に管理され、適切に伝達される体制を構築しております。役職員による情報漏洩による不正行為抑制のため、秘密管理規程、懲罰規程を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求めております。

デジタル情報の管理においては、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築しており、社内にシステム構築を公示することにより抑止力機能を持たせております。

(エ)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(オ)取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(カ)取締役の選任及び解任の決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

解任決議につきましては、具体的な評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、決定することとなります。

(キ)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(A)自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

(B)中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(C)取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(ク)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性11名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	森 啓一	1963年9月3日生	1989年10月 1995年8月 1998年9月 2002年4月 2005年4月 2006年4月 2006年6月 2009年6月 2011年4月	監査法人トーマツ入社 吉田税務会計事務所入所 当社入社 当社 経理部長 当社 経営管理部長 当社 管理本部長兼経営企画室長 当社 取締役 管理本部長兼経営企画室長 当社 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	243
代表取締役 副社長	三浦 宏介	1962年10月17日生	1981年12月 1996年4月 2002年4月 2003年4月 2009年6月 2011年4月 2012年6月 2014年4月	当社入社 当社 第2事業部開発部長 当社 第二事業本部第二統括部長 当社 I Tサービス事業部長 当社 取締役 事業部統括部長 当社 常務取締役 事業本部担当兼情報通信事業本部長 当社 代表取締役副社長兼情報通信事業本部長 当社 代表取締役副社長(現任)	(注) 4	198
専務取締役 公共金融事業本部及びI Tサービス事業本部担当	室井 誠	1963年5月21日生	1985年3月 2001年4月 2004年4月 2008年4月 2009年4月 2011年4月 2011年6月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月	当社入社 当社 第二事業本部営業企画統括部営業部長 当社 I Tサービス事業部 I Tソリューションサービス部長 当社 I Tサービス事業部副事業部長 当社 I Tサービス事業部長 当社 I Tサービス事業本部長 当社 取締役 I Tサービス事業本部長 当社 常務取締役 I Tサービス第一事業本部及びI Tサービス第二事業本部担当 当社 常務取締役 I Tサービス事業本部及びI Tイノベーション事業本部担当 当社 常務取締役 I Tサービス事業本部及びI Tソリューション事業本部担当 当社 常務取締役 公共金融事業本部及びI Tサービス事業本部担当 当社 専務取締役 公共金融事業本部及びI Tサービス事業本部担当 当社 専務取締役 公共金融事業本部及びデジタルビジネス事業本部担当(現任)	(注) 4	145
常務取締役 管理本部 担当	後藤 亮	1963年4月9日生	1986年3月 2001年4月 2007年4月 2008年4月 2011年4月 2011年6月 2016年4月 2017年4月 2018年6月	当社入社 当社 第二事業本部第一統括部第三システム部長 当社 第二公共事業部営業統括部長 当社 第二公共事業部長 当社 公共金融事業本部長 当社 取締役 公共金融事業本部長 当社 取締役 公共金融事業本部担当 当社 取締役 管理本部担当 当社 常務取締役 管理本部担当(現任)	(注) 4	80

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 ITイノベーション事業本部及びITソリューション事業本部担当	鈴木 隆博	1969年11月14日生	1991年4月 2005年6月 2011年4月 2014年4月 2014年5月 2015年4月 2017年4月 2017年6月 2018年4月	当社入社 当社 ITサービス事業部テクニカルフロンティアサービス部長 当社 ITサービス事業本部ビジネスイノベーション事業部長 当社 ITサービス第二事業本部副本部長 当社 ITサービス第二事業本部長 当社 ITイノベーション事業本部長 当社 ITイノベーション事業本部長、ITソリューション事業本部担当 当社 取締役 ITイノベーション事業本部長、ITイノベーション事業本部及びITソリューション事業本部担当 当社 取締役 ITイノベーション事業本部及びITソリューション事業本部担当(現任)	(注) 4	5
取締役	山口 寿彦	1952年5月30日生	1975年3月 1998年4月 2001年4月 2002年8月 2003年12月 2005年3月 2006年8月 2008年6月 2012年6月 2015年6月	陸上自衛隊任官 陸幕装備部後方支援体制検討準備室長 関西補給処企画室長 高射学校総務部長 札幌病院総務部長 霞ヶ浦駐屯地業務隊長 小平学校人事教育部長 富士警備保障株式会社入社 第2常駐警備事業部長 同社嘱託契約 事業部担当部長 当社 取締役(現任)	(注) 4	-
取締役	瀬尾 勘太	1973年2月19日生	1996年4月 2001年2月 2003年9月 2013年6月 2018年6月	瀬尾師也税理士事務所入所 株式会社ビジネス・アソシエイツ入社 瀬尾師也税理士事務所入所 瀬尾勘太税理士事務所所長 当社 取締役(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	七井 孝司	1955年3月17日生	1979年5月 1989年4月 1994年6月 1998年6月 1999年10月 2001年8月 2012年4月 2012年10月 2013年4月 2016年4月 2016年6月	当社入社 当社 開発本部システム開発第1部長 当社 第1事業部第1システム部長 当社 システム事業本部第4事業部第1システム部長 当社 システム事業本部第5事業部長 当社 第二事業本部第三統括部長 当社 管理本部購買部長 当社 管理本部副管理本部長兼購買部長 当社 管理本部長 当社 管理本部付部長 当社 常勤監査役(現任)	(注) 5	1
常勤監査役	吉野 充	1959年7月25日生	1985年8月 2001年4月 2003年4月 2005年4月 2007年4月 2011年4月 2012年4月 2016年4月 2019年4月 2019年6月	当社入社 当社 第一事業本部第三統括部長 当社 開発本部第三統括部長 当社 第一公共事業部第四システム部長 当社 特別プロジェクト事業部長 当社 公共金融事業本部システムソリューション事業部長 当社 公共金融事業本部社会保障特別プロジェクト事業部長 当社 公共金融事業本部第一事業部長 当社 公共金融事業本部担当部長 当社 常勤監査役(現任)	(注) 6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	中 村 清 司	1950年4月26日生	1972年4月 1979年5月 1991年11月 2000年6月 2003年4月 2010年4月 2012年6月	東洋オフィースメイション㈱入社 ㈱大塚商会入社 イトマン情報システム㈱(現キヤノンITソリューションズ㈱)入社 開発本部長 日本コミュニケーションシステム(現イアス㈱)入社 営業部長 同社 執行役員営業部長 同社 企画室顧問 当社 監査役(現任)	(注) 5	20
監査役	杉 山 昌 宏	1952年9月16日生	1975年10月 1981年3月 1982年12月 1985年4月 1986年10月 1989年2月 1997年4月 1999年6月 2002年4月 2013年6月	日本ビジネスオートメーション㈱(現東芝情報システム㈱)入社 丸文㈱入社 キャドテック㈱入社 東京エレクトロン㈱入社 京セラ㈱入社 東芝マイクロエレクトロニクス㈱入社 同社 A S I C 開発部長 同社 A S I C 応用技術部長 同社 上席経営変革エキスパート兼イノベーション推進室長 当社 監査役(現任)	(注) 7	0
		計				696

(注) 1 取締役山口寿彦及び取締役瀬尾勘太は、社外取締役であります。

2 監査役中村清司及び監査役杉山昌宏は、社外監査役であります。

3 取締役の任期は、2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

4 取締役の任期は、2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

5 監査役の任期は、2016年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

6 監査役の任期は、2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

7 監査役の任期は、2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

②社外役員の状況

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に選任しております。

当社の社外取締役は2名であり、取締役山口寿彦氏は、自衛官として長年にわたり組織運営・管理に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持ち、社外取締役としての客観的な視点でコーポレート・ガバナンスを監視できると考えております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

また、社外取締役瀬尾勘太氏は、税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門的知識及び経験を持ち、社外取締役としての客観的な視点でコーポレート・ガバナンスを監視できると考えております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

社外監査役は2名であり、監査役中村清司氏は、長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持ち、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていくと考えております。なお、同氏は、2019年3月末時点において、当社の株式20,000株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

また、社外監査役杉山昌宏氏は、長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持ち、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていくと考えております。なお、同氏は、2019年3月末時点において、当社の株式800株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、各四半期決算及び本決算の会計監査時期に、監査役会は、会計監査人である監査法人に対して監査の方法及び問題点がないかどうかについてのヒアリングを実施しております。

③監査役と内部監査との相互連携及び内部統制部門との関係

監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、株主総会後に作成された監査役会の監査計画書を内部監査室は受領し、その後、月1回以上の監査役会において、主として適法性のチェック体制について内部監査室の活動状況の報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、本有価証券報告書提出日現在4名（社外監査役2名）で構成され、月1回以上開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監視を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査は2名で構成され、社長直轄の内部監査室が内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

内部統制監査の結果について監査役会及び会計監査人に報告する等、相互に連携することにより、当社の内部統制に関する理解を深め、より効率的、効果的な監査が行われるよう努めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

b 業務を執行した公認会計士

出口 真也

飯室 進康

c 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名であります。

d 監査法人の選定方針と理由

PwCあらた有限責任監査法人は、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームとして2006年6月に設立された監査法人であります。経営理念及び規模等に鑑みて、当社の会計監査人として適任であると判断をしております。

また、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合や、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの行政処分を受けた場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由の説明を行ってまいります。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力の観点から監査を遂行するのに十分かどうか等、監査実施の有効性及び効率性をもって、再任・不再任を判断していきます。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）iからiiiの規定に経過措置を適用しております。

a 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	—	28,000	—

b その他の重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

d 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項等

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬としての取締役報酬の他、取締役賞与及び役員退職慰労金等から成ります。取締役賞与におきましては、業績に基づいた賞与総額を毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき、毎年一定額を積み立て、退任時に株主総会の承認のもと、支給額を取締役会にて決定のうえ支給しております。

2000年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内（ただし、使用人給与分は含めない）、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内と決議しております。なお、各取締役及び各監査役の報酬等の額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

(ア)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (社外取締役を除く)	229,400	218,400	—	11,000	5
監査役 (社外監査役を除く)	13,824	13,824	—	—	2
社外役員	17,700	17,700	—	—	4

(注) 1 使用人兼務取締役はありません。

2 役員退職慰労引当金繰入額は、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度繰入額を計上しております。

(イ)提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社における政策保有株式の保有目的は、事業を継続的に発展させるために協力関係の維持・強化が有益かつ重要と判断した上場株式を戦略的に保有することで、保有先企業、及び、当社が中長期的な企業価値の向上を図ることです。保有の意思決定の流れ、議決権行使の方針は以下の通りです。

(1) 政策保有株式の新規取得、買い増し、保有継続、売却等の意思決定は、取締役会にて行います。配当や営業政策、資本コスト等を踏まえ、株価を注視し、下落による財務内容への影響や、当該会社の事業継続性について適宜監視し、中長期的な企業価値増大の観点から検証しております。検証結果の開示につきましては、今後の検討事項と認識しております。

(2) 議決権行使に関しては、その議案が企業価値の向上に期待できるか、株主価値の毀損に繋がるものではないかなどを総合的かつ適切に判断しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	29,775
非上場株式以外の株式	12	1,992,708

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	2	138,768	協業・取引関係にある銘柄又は協業 可能を見越した保有

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)FRONTEO	2,984,720	2,984,720	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	1,632,641	2,617,599		
(株)アルプス技研	74,400	74,400	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	137,416	182,726		
(株)テセック	65,400	—	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2 (株式数が増加した理由) 株式買付	有
	79,722	—		
イーサポートリンク(株)	44,800	—	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2 (株式数が増加した理由) 株式買付	有
	47,308	—		
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	25,000	25,000	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	30,525	28,300		
川崎地質(株)	10,000	50,000	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2 (株式が減少した理由) 株式併合 (5株を1株へ併合)	有
	18,900	23,500		
(株)みずほフィナンシャルグループ	72,900	72,900	(保有目的)安定的な資金調達先の確保 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	12,487	13,953		
(株)商工組合中央金庫	71,000	71,000	(保有目的)安定的な資金調達先の確保 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	12,283	11,715		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,400	2,400	(保有目的)安定的な資金調達先の確保 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	9,302	10,699		
(株)エムケー精工(株)	25,000	25,000	(保有目的)協業・取引関係にある銘柄又は協業可能を見越した保有 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	9,125	10,775		
(株)りそなホールディングス	4,000	4,000	(保有目的)安定的な資金調達先の確保 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	1,918	2,248		
第一生命ホールディングス(株)	700	700	(保有目的)安定的な資金調達先の確保 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	1,076	1,359		

(注) 1 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2019年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計監査法人等が主催する研修会への参加及び会計専門書の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	4,918,743	5,028,120
电子記録債権	99,627	20,822
売掛金	4,538,393	4,484,491
商品及び製品	93,153	139,198
仕掛品	50,072	15,124
前払費用	57,151	72,459
未収入金	272	4,013
その他	2,109	25,454
流动資産合計	9,759,522	9,789,684
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 1,190,239	※2 1,207,938
減価償却累計額及び減損損失累計額	△880,378	△904,923
建物（純額）	309,861	303,015
構築物	※2 10,840	※2 31,010
減価償却累計額	△10,840	△11,080
構築物（純額）	0	19,929
車両運搬具	16,000	18,676
減価償却累計額	△6,029	△9,520
車両運搬具（純額）	9,970	9,156
工具、器具及び備品	369,648	438,373
減価償却累計額	△293,366	△320,539
工具、器具及び備品（純額）	76,282	117,834
土地	※2 3,110,792	※2 3,042,719
有形固定資産合計	3,506,907	3,492,654
無形固定資産		
ソフトウエア	147,854	93,428
電話加入権	2,962	2,962
のれん	428	-
無形固定資産合計	151,245	96,390
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 2,932,651	※2 2,022,484
関係会社株式	45,000	47,000
出資金	100	100
長期貸付金	25,500	19,500
関係会社長期貸付金	-	30,000
保険積立金	302,470	361,926
その他	122,907	151,751
貸倒引当金	△25,500	△19,500
投資その他の資産合計	3,403,129	2,613,262
固定資産合計	7,061,282	6,202,308
資産合計	16,820,805	15,991,992

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 1,002,172	※1 1,077,323
1年内償還予定の社債	737,000	650,000
短期借入金	※2 152,660	※2 152,660
1年内返済予定の長期借入金	※2 678,263	※2 562,043
未払金	420,291	※1 444,484
未払法人税等	290,803	320,718
未払消費税等	340,941	329,609
未払費用	135,273	140,568
預り金	92,477	96,424
賞与引当金	441,172	476,081
役員賞与引当金	40,000	60,000
株主優待引当金	41,173	32,196
前受金	79,567	84,772
その他	7,658	8,032
流動負債合計	4,459,454	4,434,914
固定負債		
社債	1,240,000	1,150,000
長期借入金	※2 1,216,770	※2 926,373
長期未払金	6,642	-
繰延税金負債	623,710	290,165
役員退職慰労引当金	73,000	84,000
固定負債合計	3,160,122	2,450,538
負債合計	7,619,577	6,885,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,905,422	2,905,422
資本剰余金		
資本準備金	749,999	749,999
その他資本剰余金	1,388,968	1,388,968
資本剰余金合計	2,138,968	2,138,968
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,615,515	3,249,051
利益剰余金合計	2,615,515	3,249,051
自己株式	△359,936	△359,961
株主資本合計	7,299,969	7,933,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,898,558	1,170,358
評価・換算差額等合計	1,898,558	1,170,358
新株予約権	2,700	2,700
純資産合計	9,201,228	9,106,539
負債純資産合計	16,820,805	15,991,992

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高		
ソフトウエア開発売上高	18,121,577	20,102,057
製品売上高	1,205,767	1,351,771
売上高合計	<u>19,327,344</u>	<u>21,453,829</u>
売上原価		
ソフトウエア開発売上原価	16,164,638	17,697,760
製品売上原価	671,888	757,501
売上原価合計	<u>16,836,527</u>	<u>18,455,261</u>
売上総利益	<u>2,490,817</u>	<u>2,998,567</u>
販売費及び一般管理費	※1 1,465,276	※1,※2 1,630,282
営業利益	<u>1,025,541</u>	<u>1,368,284</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,438	9,665
受取家賃	7,526	7,151
貸倒引当金戻入額	6,000	6,000
助成金収入	4,877	8,884
保険配当金	8,735	3,954
為替差益	5,695	3,814
その他	<u>9,731</u>	<u>8,714</u>
営業外収益合計	<u>50,003</u>	<u>48,183</u>
営業外費用		
支払利息	21,460	16,336
社債利息	12,551	10,560
貸与資産減価償却費	2,803	2,579
社債発行費	8,389	8,629
新株予約権発行費	6,271	-
その他	4,545	2,798
営業外費用合計	<u>56,022</u>	<u>40,904</u>
経常利益	<u>1,019,522</u>	<u>1,375,563</u>
特別利益		
投資有価証券売却益	3,444	-
保険解約返戻金	55,139	-
特別利益合計	<u>58,584</u>	<u>-</u>
特別損失		
減損損失	-	※3 69,713
ゴルフ会員権評価損	-	4,275
役員退職慰労金	8,000	-
特別損失合計	<u>8,000</u>	<u>73,988</u>
税引前当期純利益	<u>1,070,106</u>	<u>1,301,574</u>
法人税、住民税及び事業税	355,892	440,102
法人税等調整額	△5,030	△12,810
法人税等合計	350,862	427,292
当期純利益	<u>719,243</u>	<u>874,282</u>

【製造原価明細書】

A ソフトウェア開発売上原価(製造原価)明細書

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		39,486	0.2	23,345	0.1
II 労務費	※4	6,757,074	41.7	7,007,719	39.6
III 外注費		8,873,169	54.8	10,045,473	56.8
IV 経費	※2	525,251	3.2	610,707	3.5
当期総製造費用		16,194,981	100.0	17,687,246	100.0
期首仕掛品たな卸高		40,485		50,072	
合計		16,235,467		17,737,318	
他勘定振替高	※3	20,756		24,433	
期末仕掛品たな卸高		50,072		15,124	
当期ソフトウェア開発売上原価		16,164,638		17,697,760	

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1 原価計算の方法 当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。		1 原価計算の方法 同左	
※2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 地代家賃 118,077千円 旅費交通費 87,113千円 管理費 54,406千円 減価償却費 47,753千円 支払手数料 46,999千円		※2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 地代家賃 129,011千円 旅費交通費 93,181千円 管理費 57,707千円 減価償却費 57,544千円 支払手数料 55,987千円	
※3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 20,756千円		※3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 24,433千円	
※4 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 417,728千円		※4 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 450,989千円	

B 製品売上原価明細書

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
期首製品たな卸高		83,058	93,153
当期製品製造原価		681,983	803,546
合計		765,041	896,699
期末製品たな卸高		93,153	139,198
当期製品売上原価		671,888	757,501

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。	1 原価計算の方法 同左

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日至 2018年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繙越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,905,422	749,999	718,471	1,468,471	2,069,354	2,069,354
当期変動額						
剩余金の配当					△173,082	△173,082
当期純利益					719,243	719,243
自己株式の取得						
自己株式の処分			670,497	670,497		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	670,497	670,497	546,160	546,160
当期末残高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	2,615,515	2,615,515

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	△706,490	5,736,756	1,522,161	1,522,161	-	7,258,918
当期変動額						
剩余金の配当		△173,082				△173,082
当期純利益		719,243				719,243
自己株式の取得						-
自己株式の処分	346,554	1,017,051				1,017,051
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			376,397	376,397	2,700	379,097
当期変動額合計	346,554	1,563,212	376,397	376,397	2,700	1,942,309
当期末残高	△359,936	7,299,969	1,898,558	1,898,558	2,700	9,201,228

当事業年度(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					
	資本剩余金			利益剩余金		
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計
当期首残高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	2,615,515	2,615,515
当期変動額						
剰余金の配当					△240,745	△240,745
当期純利益					874,282	874,282
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	633,536	633,536
当期末残高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	3,249,051	3,249,051

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△359,936	7,299,969	1,898,558	1,898,558	2,700	9,201,228
当期変動額						
剰余金の配当		△240,745				△240,745
当期純利益		874,282				874,282
自己株式の取得	△25	△25				△25
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△728,200	△728,200		△728,200
当期変動額合計	△25	633,511	△728,200	△728,200	-	△94,688
当期末残高	△359,961	7,933,480	1,170,358	1,170,358	2,700	9,106,539

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,070,106	1,301,574
減価償却費	134,970	143,146
のれん償却額	1,714	428
減損損失	-	69,713
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△6,000	△6,000
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	9,000	11,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	26,636	34,908
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	40,000	20,000
株主優待引当金の増減額（△は減少）	22,121	△8,976
受取利息及び受取配当金	△7,438	△9,665
支払利息	21,460	16,336
社債利息	12,551	10,560
社債発行費	8,389	8,629
新株予約権発行費	6,271	-
投資有価証券売却損益（△は益）	△3,444	-
ゴルフ会員権評価損	-	4,275
保険解約返戻金	△55,139	-
役員退職慰労金	8,000	-
売上債権の増減額（△は増加）	△778,836	132,706
たな卸資産の増減額（△は増加）	△19,681	△11,097
仕入債務の増減額（△は減少）	167,253	75,150
未払金の増減額（△は減少）	184,044	351
未払消費税等の増減額（△は減少）	52,774	△11,331
長期未払金の増減額（△は減少）	-	△6,642
その他	103,138	△28,371
小計	997,893	1,746,698
利息及び配当金の受取額	7,462	9,606
役員退職慰労金の支払額	△120,000	-
利息の支払額	△34,353	△27,074
法人税等の支払額	△209,541	△406,467
営業活動によるキャッシュ・フロー	641,461	1,322,763

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	△12,625	△14,439
投資有価証券の取得による支出	-	△138,768
投資有価証券の売却による収入	4,299	-
ゴルフ会員権の取得による支出	-	△15,510
関係会社株式の取得による支出	-	△2,000
保険積立金の解約による収入	199,634	-
保険積立金の積立による支出	△54,234	△59,456
関係会社貸付けによる支出	-	△30,000
貸付金の回収による収入	6,000	6,000
有形固定資産の取得による支出	△84,373	△119,666
無形固定資産の取得による支出	△7,787	△1,051
差入保証金の差入による支出	△2,970	△20,288
差入保証金の回収による収入	1,814	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,757	△395,181
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△83,330	-
長期借入れによる収入	650,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△785,509	△706,617
社債の発行による収入	591,610	591,370
社債の償還による支出	△669,000	△777,000
自己株式の取得による支出	-	△26
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	1,006,131	-
新株予約権の発行による収入	7,348	-
配当金の支払額	△172,416	△240,371
財務活動によるキャッシュ・フロー	544,834	△832,644
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,236,052	94,937
現金及び現金同等物の期首残高	3,447,147	4,683,200
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,683,200	※1 4,778,137

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額100千円以上200千円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む) 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込期間(3年)、また、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。なお、のれんについては、定額法により5年で償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は金利スワップ取引であります。ヘッジ対象は変動金利借入金利息であります。

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

デリバティブ取引のリスク管理は、経理部内の相互牽制機能とチェックにより行っており、取引の実行に際しては管理本部担当役員が取引高及び内容を確認し、取引を決定し、取締役会に随時報告を行っております。ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び隨時引き出し可能な預金からなっております。

10 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、営業外収入の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた14,608千円は、「助成金収入」4,877千円、「その他」9,731千円として組替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」209,980百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」623,710百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
買掛金	490千円	132千円
未払金	一千円	9,979千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供されている資産

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	271,114千円	253,628千円
構築物	0千円	528千円
土地	3,110,792千円	3,042,719千円
投資有価証券	1,057,322千円	660,644千円
計	4,439,230千円	3,957,520千円

担保付債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	50,000千円	50,000千円
長期借入金	691,080千円	551,700千円
計	741,080千円	601,700千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	167,016千円	189,924千円
給料手当	269,592千円	299,523千円
賞与引当金繰入額	23,444千円	25,091千円
役員賞与引当金繰入額	40,000千円	60,000千円
株主優待引当金繰入額	38,393千円	17,416千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,000千円	11,000千円
減価償却費	84,413千円	83,023千円
おおよその割合		
販売費	12%	8%
一般管理費	88%	92%

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一千円	5,140千円

※3 減損損失

当事業年度において、以下の固定資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都練馬区	社員寮	土地及び建物	69,713

当該資産につきましては、老朽化を理由としてこれを廃止し、保有方針を変更して遊休資産としたため、回収可能価額に至るまでの減少額（土地68,073千円、建物1,640千円）を減損損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,292,942	—	—	16,292,942

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,446,336	—	1,200,000	1,246,336

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使に伴う減少 1,200,000株

3 新株予約権等に関する事項

内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権	普通株式	—	1,200,000	1,200,000	—	—
第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権	普通株式	—	1,000,000	—	1,000,000	2,700
合計		—	2,200,000	1,200,000	1,000,000	2,700

(変動事由の概要)

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行による増加 1,200,000株

第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行による増加 1,000,000株

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の権利行使による減少 1,200,000株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	173,082	12.50	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	240,745	16.00	2018年3月31日	2018年6月29日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,292,942	—	—	16,292,942

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,246,336	26	—	1,246,362

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 26株

3 新株予約権等に関する事項

内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権	普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000	2,700
合計		1,000,000	—	—	1,000,000	2,700

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	240,745	16.00	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,931	20.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2017年4月1日 2018年3月31日)	当事業年度 (自 至 2018年4月1日 2019年3月31日)
現金及び預金	4,918,743千円	5,028,120千円
定期預金	△206,000千円	△206,000千円
定期積金	△20,000千円	△32,000千円
別段預金	△9,542千円	△11,982千円
現金及び現金同等物	4,683,200千円	4,778,137千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、中・長期の資金調達については金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払費用及び預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引で

あります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「8 ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における各担当部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金については、主要な貸付先の回収状況等が、貸付金規程及び契約に従って回収されていることを、経理部が定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、経理部が関連する業務を担当しております。具体的には、社内規程に基づき個々の契約案件ごとに取引の方針及び目的を決定し、その取引の重要性から、契約案件ごとに管理本部担当役員の承認を得て契約の締結がなされております。さらに、契約先からの取引報告書等は直接管理本部担当役員宛に送付され取引内容を確認し、取引の結果は、管理本部担当役員が取締役会に随時報告を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち44%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注4）参照）。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	4,918,743	4,918,743	—
②電子記録債権	99,627	99,627	—
③売掛金	4,538,393	4,538,393	—
④投資有価証券 その他有価証券	2,902,875	2,902,875	—
⑤長期貸付金 貸倒引当金（※1）	25,500 △25,500		
⑥関係会社長期貸付金	—	—	—
資産計	12,459,639	12,459,639	—
①買掛金	1,002,172	1,002,172	—
②短期借入金	152,660	152,660	—
③未払金	420,291	420,291	—
④未払法人税等	290,803	290,803	—
⑤未払消費税等	340,941	340,941	—
⑥未払費用	135,273	135,273	—
⑦預り金	92,477	92,477	—
⑧社債（※2）	1,977,000	1,940,771	△36,228
⑨長期借入金（※2）	1,895,033	1,886,770	△8,262
負債計	6,306,652	6,262,161	△44,491
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 社債及び長期借入金に関しましては、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	5,028,120	5,028,120	—
②電子記録債権	20,822	20,822	—
③売掛金	4,484,491	4,484,491	—
④投資有価証券 その他有価証券	1,992,708	1,992,708	—
⑤長期貸付金 貸倒引当金 (※1)	19,500 △19,500		
⑥関係会社長期貸付金	30,000	30,000	—
資産計	11,556,143	11,556,143	—
①買掛金	1,077,323	1,077,323	—
②短期借入金	152,660	152,660	—
③未払金	444,484	444,484	—
④未払法人税等	320,718	320,718	—
⑤未払消費税等	329,609	329,609	—
⑥未払費用	140,568	140,568	—
⑦預り金	96,424	96,424	—
⑧社債 (※2)	1,800,000	1,766,194	△33,805
⑨長期借入金 (※2)	1,488,416	1,483,682	△4,733
負債計	5,850,204	5,811,666	△38,538
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 社債及び長期借入金に関しましては、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②電子記録債権及び③売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

⑤長期貸付金及び⑥関係会社長期貸付金

これらについては、元利金の合計を、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等、⑤未払消費税等、⑥未払費用及び⑦預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧社債及び⑨長期借入金

当社の社債及び長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債の発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

また、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、発行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金のうち、一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,918,743	—	—	—
電子記録債権	99,627	—	—	—
売掛金	4,538,393	—	—	—
長期貸付金	16,000	9,500	—	—
関係会社長期貸付金	—	—	—	—
合計	9,572,763	9,500	—	—

当事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,028,120	—	—	—
電子記録債権	20,822	—	—	—
売掛金	4,484,491	—	—	—
長期貸付金	16,000	3,500	—	—
関係会社長期貸付金	—	30,000	—	—
合計	9,549,434	33,500	—	—

(注3) 短期借入金、社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	152,660	—	—	—	—	—
社債	737,000	530,000	400,000	230,000	80,000	—
長期借入金	678,263	500,325	525,062	158,319	33,064	—
合計	1,567,923	1,030,325	925,062	388,319	113,064	—

当事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	152,660	—	—	—	—	—
社債	650,000	520,000	350,000	200,000	80,000	—
長期借入金	562,043	585,110	218,367	93,112	29,784	—
合計	1,364,703	1,105,110	568,367	293,112	109,784	—

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	29,775	29,775
関係会社株式	45,000	47,000

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	35,000
関連会社株式	10,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	35,000
関連会社株式	12,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	2,879,375	138,679	2,740,696
(2) その他	—	—	—
小計	2,879,375	138,679	2,740,696
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
(1) 株式	23,500	30,137	△6,637
(2) その他	—	—	—
小計	23,500	30,137	△6,637
合計	2,902,875	168,816	2,734,059

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1,894,086	177,601	1,716,484
(2) その他	—	—	—
小計	1,894,086	177,601	1,716,484
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	98,622	129,983	△31,360
(2) その他	—	—	—
小計	98,622	129,983	△31,360
合計	1,992,708	307,584	1,685,123

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

3 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	4,299	3,444	—
(2) その他	—	—	—
合計	4,299	3,444	—

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	627,478	384,966	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（「金融商品関係」 2 金融商品の時価等に関する事項 (注1) 負債⑨参照）。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	384,966	184,954	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（「金融商品関係」 2 金融商品の時価等に関する事項 (注1) 負債⑨参照）。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、退職一時金制度を設けております。

また、当社は、複数事業主制度の全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しており、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前事業年度121,605千円、当事業年度124,526千円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 2018年3月31日現在	当事業年度 2019年3月31日現在
年金資産の額	748,654,555千円	248,188,774千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	732,391,260千円	203,695,726千円
差引額	16,263,295千円	44,493,048千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 0.75%（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当事業年度 0.91%（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高（前事業年度28,770千円 当事業年度68,891千円）、剰余金（前事業年度16,292,065千円 当事業年度44,561,939千円）であります。

また、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	135,087千円	145,776千円
前渡金償却	83,286千円	83,286千円
未払事業税	27,740千円	28,452千円
役員退職慰労引当金	22,352千円	25,720千円
未払費用（社会保険料賞与分）	22,963千円	24,486千円
減損損失	一千円	21,346千円
株主優待費用引当金	12,607千円	9,858千円
ゴルフ会員権評価損	6,716千円	8,025千円
貸倒引当金	7,808千円	5,970千円
投資有価証券評価損	3,431千円	3,431千円
その他	29,319千円	29,867千円
繰延税金資産小計	351,313千円	386,222千円
評価性引当額	△139,523千円	△161,622千円
繰延税金資産合計	211,790千円	224,600千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	835,500千円	514,765千円
繰延税金負債合計	835,500千円	514,765千円
繰延税金負債純額	623,710千円	290,165千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%	3.2%
住民税均等割等	0.5%	0.5%
法人税額の特別控除	△2.6%	△3.0%
評価性引当額	0.2%	1.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2%	—%
その他	△0.2%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8%	32.8%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社は「システムインテグレーション事業」、「ITサービス事業」、「情報セキュリティ事業」の3事業分野を重点とした事業活動を推進しております。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、様々な業種の顧客に対応した総合的な情報サービスの提供を事業内容としており、サービスを受ける最終ユーザー毎に、「公共関連事業」、「民間関連事業」と主にセキュリティ製品の販売を行う「セキュリティ機器関連事業」の3つを報告セグメントしております。

各報告セグメントに属するサービス及び製品の種類は以下のとおりであります。

「公共関連事業」…最終ユーザーが、主に官公庁向けになっているもの。

「民間関連事業」…最終ユーザーが、主に一般民間企業向けになっているもの。

「セキュリティ機器関連事業」…様々なフェーズでの情報セキュリティ製品の販売を主力としたもの。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1・4)	財務諸表 計上額 (注2)
	公共関連事業	民間関連事業	セキュリティ 機器関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,150,018	11,999,105	1,178,221	19,327,344	—	19,327,344
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,150,018	11,999,105	1,178,221	19,327,344	—	19,327,344
セグメント利益	1,003,387	1,218,103	267,611	2,489,103	△1,463,561	1,025,541
その他の項目						
減価償却費	7,196	34,625	5,931	47,753	87,217	134,970
のれんの償却額	—	—	1,714	1,714	—	1,714
減損損失	—	—	—	—	—	—

(注) 1 セグメント利益の調整額△1,463,561千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（全社費用）であります。

2 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 当社は報告セグメントに資産を配分しておりません。

4 減価償却費の調整額87,217千円は、全社資産に係る償却額であります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1. 4. 5.)	財務諸表 計上額 (注2)
	公共関連事業	民間関連事業	セキュリティ 機器関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,893,502	13,300,439	1,259,887	21,453,829	—	21,453,829
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,893,502	13,300,439	1,259,887	21,453,829	—	21,453,829
セグメント利益	1,142,003	1,540,047	316,087	2,998,138	△1,629,854	1,368,284
その他の項目						
減価償却費	5,984	45,433	6,126	57,544	85,602	143,146
のれんの償却額	—	—	428	428	—	428
減損損失	—	—	—	—	69,713	69,713

(注) 1 セグメント利益の調整額△1,629,854千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（全社費用）であります。

2 セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 当社は報告セグメントに資産を配分しておりません。

4 減価償却費の調整額85,602千円は、全社資産に係る償却額であります。

5 減損損失の調整額69,713千円は、遊休資産に係る減損損失であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ソフトウェア開発	製品	合計
外部顧客への売上高	18,121,577	1,205,767	19,327,344

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本アイ・ビー・エム(株)	3,952,346	民間関連事業、セキュリティ機器 関連事業
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	2,933,131	公共関連事業、民間関連事業、 セキュリティ機器関連事業
(株)N T Tデータ・アイ	2,215,868	公共関連事業、民間関連事業

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ソフトウェア開発	製品	合計
外部顧客への売上高	20,102,057	1,351,771	21,453,829

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本アイ・ビー・エム(株)	3,934,243	民間関連事業、セキュリティ機器 関連事業
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	3,037,937	公共関連事業、民間関連事業、 セキュリティ機器関連事業
(株)NTTデータ・アイ	2,454,644	公共関連事業、民間関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	公共関連事業	民間関連事業	セキュリティ 機器関連事業	計			
当期末残高	—	—	428	428	—	—	428

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。なお、のれんの未償却残高はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1 関連会社に関する事項

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	10,000千円	12,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	35,117千円	55,643千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	854千円	19,819千円

2 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	611.34円	605.04円
1株当たり当期純利益金額	51.21円	58.11円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	50.59円	—円

(注) 1 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	719,243	874,282
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	719,243	874,282
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,043	15,046
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	172,865	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2017年11月28日取締役会 決議の第2回新株予約権 普通株式 1,000,000株	2017年11月28日取締役会 決議の第2回新株予約権 普通株式 1,000,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	9,201,228	9,106,539
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,700	2,700
(うち新株予約権(千円))	(2,700)	(2,700)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,198,528	9,103,839
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	14,043	15,046

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損失 累計額又は償却累計 額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,190,239	17,698	—	1,207,938	904,923	24,544 (1,640)	303,015
構築物	10,840	20,170	—	31,010	11,080	240	19,929
車両運搬具	16,000	2,676	—	18,676	9,520	3,491	9,156
工具、器具及び備品	369,648	98,426	29,701	438,373	320,539	56,496	117,834
土地	3,110,792	—	68,073 (68,073)	3,042,719	—	—	3,042,719
有形固定資産計	4,697,521	138,972	97,775 (68,073)	4,738,718	1,246,063	84,772 (1,640)	3,492,654
無形固定資産							
ソフトウェア	304,928	5,588	971	309,544	216,116	60,013	93,428
電話加入権	2,962	—	—	2,962	—	—	2,962
のれん	8,571	—	—	8,571	8,571	428	—
無形固定資産計	316,461	5,588	971	321,078	224,687	60,442	96,390
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第15回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2013年 9月25日	12,000	—	0.74	無担保	2018年 9月25日
第16回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2014年 3月31日	60,000	—	0.44	無担保	2019年 3月29日
第17回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2014年 9月25日	45,000	15,000 (15,000)	0.61	無担保	2019年 9月25日
第18回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2014年 9月30日	105,000	35,000 (35,000)	0.43	無担保	2019年 9月30日
第19回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2014年 9月30日	30,000	10,000 (10,000)	0.55	無担保	2019年 9月30日
第20回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2015年 1月22日	40,000	20,000 (20,000)	0.38	無担保	2020年 1月22日
第21回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2014年 12月30日	75,000	—	0.10	無担保	2018年 12月28日
第22回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2015年 9月30日	250,000	150,000 (100,000)	0.13	無担保	2020年 9月30日
第23回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2015年 12月30日	180,000	120,000 (60,000)	0.12	無担保	2020年 12月30日
第24回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2016年 9月30日	70,000	50,000 (20,000)	0.26	無担保	2021年 9月30日
第25回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2016年 9月30日	350,000	250,000 (100,000)	0.13	無担保	2021年 9月30日
第26回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2017年 1月31日	200,000	150,000 (50,000)	0.12	無担保	2022年 1月31日
第27回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2017年 9月29日	360,000	280,000 (80,000)	0.13	無担保	2022年 9月29日
第28回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2018年 1月31日	200,000	160,000 (40,000)	0.12	無担保	2023年 1月31日
第29回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2018年 9月28日	—	360,000 (80,000)	0.13	無担保	2023年 9月29日
第30回無担保社債 (銀行保証付及び適格 機関投資家限定)	2019年 2月28日	—	200,000 (40,000)	0.13	無担保	2024年 1月31日
合計	—	1,977,000	1,800,000 (650,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
650,000	520,000	350,000	200,000	80,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	152,660	152,660	0.67	—
1年以内に返済予定の長期借入金	678,263	562,043	0.77	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,216,770	926,373	0.67	2020年4月～ 2024年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,047,693	1,641,076	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
585,110	218,367	93,112	29,784

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	25,500	—	—	6,000	19,500
賞与引当金	441,172	476,081	441,172	—	476,081
役員賞与引当金	40,000	60,000	40,000	—	60,000
株主優待引当金	41,173	17,416	26,392	—	32,196
役員退職慰労引当金	73,000	11,000	—	—	84,000

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)6,000千円は、回収によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,382
預金	
当座預金	2,799,401
普通預金	566,276
別段預金	11,982
通知預金	1,350,000
定期預金	206,000
定期積金	32,000
その他預金	61,077
計	5,026,737
合計	5,028,120

(b) 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
富士ゼロックス(株)	13,478
メタウォーター(株)	7,344
合計	20,822

期日別内訳

期日	金額(千円)
2019年4月満期	13,478
2019年6月満期	4,860
2019年7月満期	2,484
合計	20,822

(c) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本アイ・ビー・エム(株)	1,024,664
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	487,788
ソフトバンク(株)	409,980
(株)N T Tデータ・アイ	400,203
金融庁	205,584
その他	1,956,269
合計	4,484,491

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
4,538,393	23,170,135	23,224,036	4,484,491	83.8	71.1

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

(d) 商品及び製品

品目	金額(千円)
デジタルフォレンジック関連製品	108,813
i n t r a - m a r t 関連製品	25,551
I L O G 関連製品	204
C 4 関連製品	85
その他	4,542
合計	139,198

(e) 仕掛品

品目	金額(千円)
受託業務仕掛品	15,124
合計	15,124

(f) 投資有価証券

区分及び銘柄	金額(千円)
株式	
(株)FRONTEO	1,632,641
(株)アルプラス技研	137,416
(株)テセック	79,722
イーサポートトリンク(株)	47,308
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	30,525
その他	94,869
合計	2,022,484

(g) 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	41,830
テクバン(株)	23,362
(株)アイエスエイプラン	22,036
(株)アイフォース	20,258
(株)ボイスアンドビジュアル	16,446
その他	953,389
合計	1,077,323

(h) 短期借入金

相手先	金額(千円)
みずほ信託銀行(株)	86,000
(株)横浜銀行	66,660
合計	152,660

(i) 一年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱りそな銀行	145,046
㈱横浜銀行	141,710
㈱商工組合中央金庫	104,400
㈱三菱UFJ銀行	100,016
㈱きらぼし銀行	41,671
明治安田生命保険相互会社	29,200
合計	562,043

(j) 社債

相手先	金額(千円)
第17回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	15,000 (15,000)
第18回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	35,000 (35,000)
第19回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	10,000 (10,000)
第20回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	20,000 (20,000)
第22回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	150,000 (100,000)
第23回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	120,000 (60,000)
第24回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	50,000 (20,000)
第25回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	250,000 (100,000)
第26回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	150,000 (50,000)
第27回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	280,000 (80,000)
第28回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	160,000 (40,000)
第29回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	360,000 (80,000)
第30回無担保社債 (銀行保証付及び適格機関投資家限定)	200,000 (40,000)
合計	1,800,000 (650,000)

(注) 1 当期末残高の（内書）は1年内償還予定の金額であります。

2 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況」「1 財務諸表等」「(1) 財務諸表」「⑤ 附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

(k) 長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱りそな銀行	309,922
㈱三菱UFJ銀行	290,000
㈱横浜銀行	174,940
㈱商工組合中央金庫	107,300
㈱きらぼし銀行	31,651
明治安田生命保険相互会社	12,560
合計	926,373

(1) 繰延税金負債

繰延税金負債は290,165千円であり、その内容については「第5 経理の状況」「1 財務諸表等」「(1) 財務諸表」「注記事項」「税効果会計関係」に記載しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	4,904,502	10,107,851	15,701,087	21,453,829
税引前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	288,279	619,288	1,060,221	1,301,574
四半期(当期)純利益金額 (千円)	189,150	405,639	694,012	874,282
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.57	26.96	46.12	58.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	12.57	14.39	19.17	11.98

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.focus-s.com
株主に対する特典	毎年3月末現在の当社株主名簿に記載又は記録された2単元(200株)以上保有の株主に対して、保有株式数に応じたポイント制の株主優待制度を行っております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第42期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第42期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第43期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月13日関東財務局長に提出

第43期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月12日関東財務局長に提出

第43期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年7月2日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月26日

株式会社フォーカスシステムズ

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 出口 真也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯室 進康
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォーカスシステムズの2018年4月1日から2019年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーカスシステムズの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォーカスシステムズの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フォーカスシステムズが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 株式会社フォーカスシステムズ

【英訳名】 Focus Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 啓一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目7番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森啓一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社全体を1事業拠点とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。

3 【評価結果に関する事項】

当社は、上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2019年6月28日

【会社名】

株式会社フォーカスシステムズ

【英訳名】

Focus Systems Corporation

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 森 啓一

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

東京都品川区東五反田二丁目7番8号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長森啓一は、当社の第43期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

